

保国発 0730 第 48 号
令和 6 年 7 月 30 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」
の一部改正について

組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者に係る世帯に属する者の認定の取扱い等については、「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和 3 年 5 月 31 日付け保国発 0531 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。令和 5 年 3 月 30 日一部改正。以下「令和 3 年通知」という。）を発出したところであるが、今般、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）が令和 6 年 4 月 1 日付けで施行されたことを踏まえ、令和 3 年通知を別紙のとおり改める（別添様式については下線部分が改正箇所）ため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。様式の改正については、当分の間、従前の様式を使用しても差し支えない。

なお、当該取扱いに関しては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課から都道府県・指定都市・児童相談所設置市児童福祉主管課を通じ、児童相談所に対し、当省社会・援護局総務課女性支援室長から都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長を通じ、女性相談支援センターに対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局保険課から全国健康保険協会、各健康保険組合、健康保険組合連合会及び各地方厚生（支）局に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。